

関島社会保険労務士事務所便り

2010年
10月号

社会保険労務士・行政書士

関島康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



2010年度の最低賃金 東京は821円

◆全国平均17円の引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会では、2010年度の地域別最低賃金（時間額）の引上げの目安を全国平均で15円にすると答申していました（現在の713円から728円へ引上げ）。その後、各地方最低賃金審議会による調査・審議が行われ、9月9日までにすべての地方最低賃金審議会が答申があり、引上げの目安は全国平均で17円となり、最終的な全国加重平均額は730円となりました。

◆東京は10月24日から発効予定

東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、**東京都最低賃金（地域別最低賃金）**を、10月24日から30円引き上げて、時間額**821円**に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、発効の予定です。なお、神奈川818円、埼玉750円、千葉744円となっており、沖縄等8県が642円となっています。

◆「最低賃金」とは？

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。中央最低賃金審議会が定めた目安を基に47都道府県ごとに定められ、最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられるとされています。

◆企業経営に大きな影響

政府は、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保」と合意しています。今回も大幅な引上げについて議論されましたが、使用者側は最後まで慎重な姿勢を崩しませんでした。

政府目標は、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長」が前提となっており、中小企業の生産性向上の取組みや、中小企業に対する支援などが課題となっています。

これらの前提条件が実現せず、施策の実効性がないまま最低賃金のみが大幅に引き上げられれば、企業の経営に影響し、雇用の喪失につながるなどの懸念があります。

国民年金保険料を国税庁が強制徴収

◆対象は「悪質な滞納者」

厚生労働省は、国民年金保険料の悪質な滞納者について、財産の差押さえを含む強制徴収を実施することを、国税庁に委任する方針を明らかにしました。

対象は、所得が 1,000 万円以上あるにもかかわらず保険料を 2 年以上滞納し、財産を隠している加入者などを想定しているとのこと。

◆財産の差押えも視野に

国税庁への委任は、日本年金機構（旧社会保険庁）の発足に伴って改正された国民年金法に基づく措置であり、主な対象者は、保険料を自分で納めている自営業者や農家などの国民年金の第 1 号被保険者です。

厚生労働省が納付を督促しても応じないなど、「支払う意思がない」とみなされれば、同省は国税庁に委任し、同庁の職員が滞納分の財産を差押さえるなどの処分を行うとのこと。

すでに、全国の年金事務所が各市町村に所得情報の提供など協力を求めており、滞納者情報との照合を進めているそうです。

◆当面の対象者は 400 人程度

国民年金保険料の未納者は 300 万人以上と言われてはいますが、学生や低所得者が多くとみられています。厚生労働省が国税庁に徴収を委任する対象は、前年度の所得が 1,000 万円以上で、財産を隠すなど特に悪質な滞納者に限られるため、当面の対象者は 400 人程度にとどまる見

込みです。

強制徴収の権限は、日本年金機構からの申出により、厚生労働大臣が財務大臣を通じて国税庁長官に委任する形になり、実際の差押えには、国税庁の徴収課や各地方国税局の特別整理部門の職員などが当たるそうです。

◆わかりやすい年金制度改革を

未納者からの保険料徴収ということで、一定の効果はありそうですが、保険料未納の背景には、年金制度そのものへの不信感があると言われています。

現政権には、わかりやすい年金制度改革の方向性を打ち出してもらいたいものです。

21 年度国民年金保険料納付率 59.98% 初めて 60% 割る

厚生労働省は 8 月 5 日、平成 21 年度の国民年金保険料の納付率が 59.98% と、初めて 6 割を割り、過去最低を更新したと発表しました。

国民年金保険料の納付率は、納付義務のある加入者 1 人ずつが実際に保険料を納めた月の総数（分子）を、本来納めるべき月の総数（分母）で割って算出。保険料を全額免除、猶予された人は除いて計算します。

平成 4 年度の 85.7% から徐々に下落し、平成 14 年度には 62.8% に。その後いったん上昇しましたが、旧社会保険庁の不祥事や非正規労働者や無職の人が増えた影響で、18 年度から再び低下が続いています。

正当な理由のある自己都合退職

雇用保険の失業給付は、会社倒産など「会社都合」で離職した場合や定年退職の場合は7日間の待期期間後すぐに受けられますが、「自己都合退職」で退職理由に正当な理由がない場合は3ヶ月間は失業給付を受けられないと聞きました。正当な理由のある場合とはどんなことを言うのでしょうか。

自己都合退職の場合、離職前2年間のうちで雇用保険の被保険者期間が1年以上なければ失業給付は支給されません。また、離職理由に正当な理由がないと失業給付を受けることが3ヶ月間先に延ばされます。パワハラやセクハラによる離職は「正当

な離職理由」に入っていないので注意が必要です。また、平成24年3月31日までに限って、正当な離職理由のある人で被保険者期間が12ヶ月未満で6ヶ月以上ある場合に限り、給付日数が会社都合退職者と同様になります。

正当な理由のある離職理由

| | |
|---|--|
| ① | 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等による離職 |
| ② | 妊娠、出産、育児等による離職であって、雇用保険法の受給期間延長措置を受けた場合 |
| ③ | 父もしくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合、又は常時介護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことによる離職 |
| ④ | 配偶者又は扶養すべき親族がおり、単身赴任が困難となったことによる離職 |
| ⑤ | 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことによる離職 |
| | 1) 結婚に伴う住所の変更による離職 |
| | 2) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼に伴う離職 |
| | 3) 事業所の通勤困難な地への移転による離職 |
| | 4) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたことによる離職 |
| | 5) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等による離職 |
| | 6) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居を回避するための離職 |
| ⑥ | 7) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居を回避するための離職 |
| ⑥ | その他、企業整備等による人員整理等で希望退職者の募集に応じたことによる離職 |

※個別のケースが上記列挙の離職理由に該当するか否かは離職者及び事業主の主張を聞いてハローワークが最終的に判断します。ハローワークでは、離職者と事業主の主張が食い違った場合、その主張を証明する各種の書類の提出が求められます。

定年・自己都合・懲戒解雇等により離職した方の給付日数

| 算定基礎期間 | (1年以上) 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
|--------|--------------|-------------|-------|
| 日数 | 90日 | 120日 | 150日 |

●民間平均給与が2年連続減少 約406万円

国税庁が「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、民間企業に勤務する人の2009年における平均給与は405万9,000円（前年比23万7,000円減、5.5%減）だったことがわかった。2年連続の減少で、下落額と減少率は1949年の統計開始以来、過去最大となった。（9月29日）

●製造業の事業所数・従業者数ともに大幅減少

経済産業省が2009年の「工業統計速報」を発表し、製造業（従業員10人以上）の事業所数が12万6,501（前年比7.1%減）となり、3年連続で減少したことがわかった。従業者数は702万人（同7.8%減）と2年連続の減少で、事業所数・従業者数ともに減少率は比較可能な統計のある1950年以後で過去最大。（9月29日）

●短時間労働者が10年で300万人以上増加

総務省が「労働力調査」の結果を発表し、短時間労働者（1週間の労働時間が35時間未満）が1,725万人（今年1～6月時点）となったことがわかった。10年間で300万人以上増えており、全就業者（6,242万人）の27.6%を占めている。（9月27日）

●国保保険料 高所得層の負担上限を引上げへ

厚生労働省は、国民健康保険料について、2011年度から高所得層の負担の上限を引き上げる方針を明らかにした。年間で2～4万円程度引き上げて最大77万円とし、中所得層の保険料負担を軽減したい考え。（9月20日）

●協会けんぽ保険料「引上げ必要」との試算

全国健康保険協会は、2011年度の「協会けんぽ」の保険料率について、全国平均で9.57%（現行は9.34%）に引上げる必要があるとする試算結果を

発表した。加入者の賃金低下による保険料収入が低迷しているため。（9月16日）

●同一事業所で「訪問介護」「訪問看護」可能

厚生労働省は、同一の事業所において「訪問介護」と「訪問看護」のサービスを提供可能とする仕組みを創設する方針を明らかにした。同省では、2011年度に同内容を盛り込んだ改正介護保険法の成立を目指すとしている。（9月16日）

●障害厚生年金の支給決定が遅延

年金記録問題の対応に人手がとられていることが影響し、障害厚生年金の支給決定が遅れていることが明らかになった。日本年金機構が定めている請求から決定までの基準期間（3カ月半）を満たしているケースは約1割に過ぎず、同機構の幹部は「年度内には基準を達成したい」としている。（9月12日）

●「自身の収入のみで生活」の若年者は44%

厚生労働省が2009年の「若年者雇用実態調査」の結果を発表し、学校卒業後に非正社員として就職した若年者（15歳～34歳）のうち、約6割はその後も非正社員として働いていることが明らかになった。また、自身の収入のみで生活している若年者は44.0%で、親の収入などに頼っている人が46.8%であることがわかった。（9月3日）

●中小企業の最低賃金引上げに国が支援策

厚生労働省は、来年度の概算要求において、「中小企業支援策」に62億円を盛り込む方針を示した。最低賃金を着実に引き上げるためのもので、個別企業に「賃金改善奨励金」を支給するほか、各地の商工会議所などに相談窓口を設置する方針。（8月31日）